

# 主な通所手段・経路の考え方

平成 28 年 10 月 1 日以降の交通費については、複数の通所状況が想定されたとしても、**原則として主に予定される状況 1 つを申請**していただきます。主な通所手段等の考え方については以下のとおりです。



## ① 主な居住地の考え方について

- 生活している日数が大半を占めており、生活の拠点となっている場所を主な居住地として扱います。ただし、通所が少ない場合等で、通所日だけ見れば生活拠点とは異なる市内の場所から通所することが多い場合には、当該場所を主な居住地として扱います。

例 1) 週 4 日はグループホームから、週 1 日は実家から通所先に通う場合、生活の拠点となっているのはグループホームのため、グループホームが主な居住地となります。

例 2) 普段は実家だが、通所日だけ親戚の家から通所する場合、通所日だけみれば親戚の家から通所することが多いので、親戚の家が主な居住地となります。

例 3) 平日はグループホーム、週末は実家に戻る場合で、週末のみ通所する方については、通所日は「グループホーム⇒施設⇒実家」であり、施設と行き来する居住地はグループホームと実家で半々であったとしても、生活の拠点であるグループホームが主な居住地となります。

- 例外として、居住地が市外と市内にある場合、市内の方を主な居住地として扱ったうえで、市内居住地から通所した回数のみを請求対象とします。

例 1) 週 4 日は市外のグループホームから、週 1 日は市内の実家から通所先に通う場合、市内の実家を主な居住地として登録し、実家から通所した回数のみ請求する。

- 通常、引っ越し等で主な居住地が変わった場合、速やかに変更申請を行っていただきますが、頻繁に転居等を繰り返す方などについては、例外的に、都度変更申請を行わなくても、請求前にまとめて申請しても結構です。

例 1) 短期入所先や簡易宿泊所等を転々としている場合

## ② 主な通所先の考え方について

- 主たる事業所と従たる事業所の設置をしている場合など、同一法人等で同一のサービスを行っている場合であっても、施設の最寄り駅（バス停）が異なれば通所経路が異なるため、別の施設として施設登録する必要があります。
- 途中から施設送迎を行う場合は、送迎ポイントまでの経路が対象となります。
- 施設外就労で企業等に行く場合についても、あくまで利用契約している施設が主な通所先となります。なお、直行直帰であっても、この決定単価で請求することが可能です。

### ③ 主な通所手段・経路の考え方について

- 通所時に最も多く利用する予定の通所手段（公共交通機関・自家用車）及び通所経路を、主な通所手段・経路として扱います。ただし、施設送迎を行う場合は除くものとします。

例1) 普段はバスで通所しているが、週1日は定期通院のため電車を利用する場合、主な通所経路としては、バス経路での申請になります。

例2) 普段は施設送迎車を利用しているが、週1日は主に電車を利用して通所している場合、施設送迎を除いた場合の主な通所手段が電車である為、電車経路での申請となります。

- 送迎介助者については、「障害ゆえに単独での通所が困難な場合」のみ、申請が可能です。自家用車は、「障害ゆえに単独での公共交通機関での通所が困難」に加え、「1キロ以上の距離について公共交通機関が無い場合、公共交通機関を利用出来ない」ため、自家用車を利用している場合も申請可能とします。
- 主な通所手段が徒歩や福祉バス対象経路のため、通常は交通費を要しない場合は、申請の対象外となります。
- 雨が降った日には別経路で通所する場合や、体調の悪い日に自家用車を使う場合など主な通所手段・経路以外で通所をした日については、請求時には、原則として、主な通所手段・経路で通所したものとみなします。

◇ただし、以下の場合については**例外として、複数の手段・経路で申請することが可能です。**

(複数単価を設けた場合、各手段・経路による通所回数を、請求時の回数入力に反映する必要があります)

#### 1. 毎回の通所において、時間帯で交通事情が異なることにより、行きと帰りで別の経路を利用せざるを得ない場合

交通事情に起因するものは、別経路を利用せざるを得ない合理的な理由があると考えられるため、行きと帰りそれぞれの経路を申請して下さい。なお、時間帯で交通事情が異なることで、障害ゆえに、別の経路を利用せざるを得ない場合も含まれます。

例1) 行きはバスがあるが、帰りは時間が遅くなってしまうためバスが走っていない。

例2) 人ごみでパニックを起こしてしまう為、朝のラッシュ時には、電車を利用できない。

⇒ 例1) 例2) とも、行きと帰りで異なる経路・交通手段を申請可能

#### 2. 単独での通所が困難な方が、公共交通機関と自家用車を週一回以上併用することが見込まれている場合

付添いを行う支援者が変わるため、定期的に公共交通機関と自家用車を併用して通所せざるを得ない場合については、公共交通機関と自家用車それぞれの手段で申請して下さい。

例1) 週3回はガイドヘルパーを利用し電車で通所するが、他の日は家族が自家用車で送迎する

⇒ 公共交通機関と自家用車の両方を申請可能

※助成対象外（ガイドヘルパー）と対象内（ガイドヘルパー以外）の介助者の併用については、両パターンの申請を行わず、介助者分の請求時に、対象内の方の付き添い回数のみを入力してください。